

靈異記小考

——寂林法師の説話の伝承系譜を中心に——

露 木 悟 義

靈異記の説話を、大伴氏の伝承と関わり深いものとする考えが近來とみに強力となりつつある。鹿苑大慈氏(1)につぐ志田淳一氏(2)・原田行造氏(3)らの諸考がそれである。これらの一部に対して、私なりに多少の批判を加えたことがある(4)が十分ではない。特に、上巻5、下巻頻出の紀伊国の説話など、大伴氏との関わりについて解決していない問題が多い。黒沢幸三氏(5)・原田行造氏らには、行基系説話の検討、類話の検討などによって説話の成立基盤を考察、説話の伝播伝承、説話の管理者を考えようとする優れた論考もあった。しかし、なお、不明不可解の問題が少なくない。ここに、それらの研究を踏まえて新たに画期的な考察が進められなければならないことを痛感する。本稿では、靈異記編述の経緯を、編年配列の曲折と景戒自伝(下巻38)の解釈などに立脚して、寂林法師の説話ならびに紀伊国の説話の一部に検討を試み、靈異記説話の伝承者と景戒編述までの説話の伝承の過程を明らかにしようとするものである。

靈異記編纂の意図は、その各巻序文に示されているが、説話の一つ一つがどのように語られどのようなように集められてどのように手を加えられたかということになると、はっきり示されていない。また、景戒は編述に際し口伝および書伝を併せ使用しているとされているが、それではいったいどの程度にどの説話が口伝によりどの説話が書伝によっていて、しかも、それらの採録はどのように手を加えられ整えられて、今日みる靈異記になったのか判然としない。

紀伊国の説話は、そのほとんどが下巻にかたより、宝龜年間・延暦六年までの説話であり、編述者景戒の生年にあたるところの話であると考えられることから、景戒が直接見聞もしくは口承伝承によって説話を採録したと考えられているが、なお疑問が残る。むしろ、景戒はそれらの説話を他人の書きとめまとめていた布教ノートから採録したのではなからうか。

靈異記では、下巻になると年号を付す説話が多くなり、天平宝字ころからはほぼ年を追って書きとめられている。この年号は、景戒が補ったものか景戒の扱った資料にすでに付されていたものか、よくわかっていない。しかし、それはいい加減に付されたものである

とは考えられない。そのことは、全説話に完備されていないことでもわかるといえるし、景戒の靈異記編纂の態度にもあらわれているといえよう。

靈異記の説話の配列は編年体で、年号のわからないものについては類聚という方法も採られている。反対に、当然のことながら編年配列の建て前によって、類話や同一資料にあったと思われる説話が切り離されてしまう場合も生じているといえよう。したがって、靈異記編纂時景戒の使用した資料を、一々元の資料集にもどしてみることによって説話の伝播伝承編述の経緯もかなり明るみに出され得よう。冥報記などの中国渡来の説話に刺激を受けて生れ伝播伝承された説話、たとえば、地獄蘇生説話などについては、その類話性の考察によって伝播伝承の形態を究明、説話の管理・伝承者が考えられている(3)。しかし、それらの研究が結果的には、単に私度僧によって伝播伝承されたものであるとか、もっぱら大伴氏の伝承によるとして安易な解答に忍受してしまっていると思われるのは残念なことである。

従来、靈異記の説話伝承者を調べるのに、説話の内部徴証からと、説話の内部徴証に加えて続日本紀等の史料によって補うのと、二つの方法がなされてきた。前者の、すなわち、内部徴証によってもっぱら考えようとしたものとして植松茂氏(6)の研究をあげることがができる。説話の主人公および関係した寺院によっての割り出しである。後者の、すなわち、説話の内部徴証に加えて史的資料を傍証としたものとして鹿苑大慈氏などの研究をあげることができる。しかし、前者は私度僧に、後者は大伴氏にその荷を負わせ過ぎてしまった嫌いがある。

二

原田行造氏によって考察された類話の発生と伝承・伝播については、教えられることが多い。ただ、大伴氏の関係者によって靈異記の説話の発想・伝承・伝播・管理が、なされたのではないかという根本的疑問の妥当性については疑いを持つ。さらに氏は、中巻10について「大伴氏関係の手を経ているのではなからうかと思われる」と推考され、「更にこの説話は直前に配列される中の武蔵国多磨郡の大領大伴赤磨の説話と密接な関係を有するものと推定される。靈異記の説話の配列法には、編者景戒の緻密な配慮が窺われるが、一応年代順に整理されている原則を認めなければならない。しかしながら、次の第三表において中9と中10は周囲と際立った特徴を示している」とし、中巻5から41にいたる年時・主人公・場所を付した表を掲げられた。そして、

本来ならば、この両説話は中38と中39の間に位置づけられるべきものであるから、たしかに変則的といえる。中9は武蔵国に住んでいた大伴氏関係者によって、中3や下7とともに景戒のところまで伝播されたものと思われるゆえ、これと密接な関係をもって配列されている中10は大伴氏と深い関係を有するものと考えられる。勿論この場合、中9と中10は説話の展開する舞台も異なるし、一括して伝播されたとは考えられないが、景戒が靈異記を編纂する際に入手した資料にはもう中9と中10は緊密不離の関係で連続記述がなされていたものと思われる。

と考察された(7)。中巻9を大伴氏の伝承によると考えにくいことについては、拙稿で前に触れたので、ここでは、中巻9と中巻10と

の連関と配列について考えてみたい。

靈異記の説話の配列法については前述した通りで、その点については原田氏の考え方に問題はない。しかし、この変則的配列を、大伴氏のだれかの集めた資料によったためであると考えるのは至当であらうか。私見によれば、この配列混乱の原因は中巻の配置にあると考える。中巻7が何の理由で、中巻6について配されたのかはわからない。しかし、中巻7で、智光と行基の話を長々と引いて、行基死の天平二十一年二月にまで話が及んでいるため、以下中巻8・9・10と並べられたものであらう。中巻8は、年代不明記の説話であるが行基系説話であることから中巻7に続けられたものである。同一資料に記載されていた説話であったかも知れない。天平二十一年は四月十四日改元されて天平感宝となり、さらに七月二日改元されて孝謙天皇の天平勝宝元年となったが、中巻9は、同じ年の十二月十九日大伴赤麻呂の死をもって語り起されていることから、編年配列の準則通り中巻7・8のあとに配列された。中巻9は、翌天平勝宝二年六月まで語られ、以降、年代を明記する中巻10の天平勝宝六年三月の説話につなげられ、ともに孝謙朝にくいこんだ。孝謙天皇は、天平感宝元年七月聖武天皇に代わり即位、改元して天平勝宝元年となった。したがって、中巻9・10は、ともに聖武朝の年代不明記説話の最後尾の中巻38の次に配されるべきであったが、中巻7と年代が続くために、孝謙朝の二話が聖武朝の説話群の中に挿入された形になって配列が乱された。その結果としてか、あるいは、その理由の一つに加えて考えるべきかも知れないが、四十六代孝謙朝の話が四十五代聖武朝の話と四十七代淳仁朝の話（中巻39）との間に一つもなく、孝謙天皇が重祚して四十八代称徳天皇と

呼ばれた淳仁朝のあとに、阿倍姫天皇の御世の話として配列されている。したがって、実質上聖武朝を、孝謙朝が淳仁朝に代わる天平宝字二年までとしていることになる。このことは、聖武天皇が退位後も淳仁即位の前々年にあたる天平勝宝八年五月まで、在世していたこととも関係があるのかも知れない。靈異記には、聖武太上天皇の御世のことと表記した説話もみられるから。しかし、真因は、聖武朝ではじめて中巻を淳仁朝で終え、下巻を称徳朝ではじめるための必要からではなからうか。以上のように考えると、中巻9・10の配列は、大伴氏の伝承する同一資料に基づく配列と考えなくてもよいことになる。少なくとも、中巻10が中巻9のあとに配列された理由を、大伴氏の伝承説話と考える必要はなくなる。中巻10は、むしろ上巻11・27などの説話と同系列のもので、地獄の火に身を焼く報いを受ける話との同一資料性が濃く、官寺の僧による伝承とみてよいのではなからうか。

聖武朝の年代不明記の説話群の最後尾中巻38に続けて以降は、39（天平宝字二年）・40（年代不明記、橘諾楽麻呂非業の話）・41（天平宝字三年）・42（天平宝字七年）と天平宝字年間、四十七代淳仁天皇の世の説話を並べている。中巻はそこで終る。次いで下巻は、1から15までを帝姫阿倍天皇の代の説話を並べ、以降、白壁天皇（光仁）・山部天皇（桓武）と続け、最後の39を嵯峨天皇の代で終えている。阿倍天皇の十五話は、年号を記すのは下巻7（天平宝字八年）・8（天平神護二年）・9（神護景雲二年）・10（同三年）・14（同三年）の五話。最初の1から6までの説話は、「帝姫阿倍天皇御代」などと記すのみで年号不明記。年号不明記の説話を先に並べたのは、永興禪師の話巻頭に据えるための配慮が考えられるが、光仁朝の最初の

説話下巻16が、帝姫阿倍天皇朝の下巻14の神護景雲三年に続く翌宝亀元年からはじまる配慮があつたことであろう。さらに、下巻14・15・16の三話が、後述するように同一資料に基く採録であることと関係があろう。

三

景戒の生年を、私は天平宝字七・八年から称徳女帝の天平神護年間のころではないかと憶測している。そのように考えると、仲麻呂の乱を経て道鏡時代を迎えるころ、最澄の生年神護景雲元年とほぼ時を同じくする。下巻が称徳朝からはじまるのは、あるいは、景戒の生年と関係があるのではなからうか。孝謙朝を聖武朝にくり入れて、称徳朝のみを帝姫阿倍天皇の世として説話を編年整理したのは、この辺に一因があるのではなからうか。上巻を雄略朝からはじめたのは、万葉集に通う時代史観がある。中巻を、実質上の天平の夜明けを告げることになった長屋王事件のことからはじめ、下巻を、己が生年のころよりはじめたのには意図的なものが感じられる。下巻38は、仲麻呂のことよりはじめめる。これはやはり、景戒の生年と無関係ではなからう。下巻38は、前半と後半とに分けられて、後半を景戒の自伝と一般に称しているが、前半を含めた全文が、景戒の自伝を成していると考えられないであらうか。前半と後半とは、不即不離の關係にあり、年代的にも連らなって善悪の表相思想を綴る。下巻38は、景戒の半生の時代史であり、自伝であるといえよう。

景戒は、下巻38の後半で、延暦六年秋九月四日「慚愧の心を發し、憂愁なげき」妻子をかかえ飢え寒え、その夜、紀伊国名草郡の

沙弥鏡日を夢に見、諸経要集の書写をすすめられている。この時、私度僧となる決心をしたと考える説もあるが適わしくない。景戒はすでに僧籍にあり、半僧半俗の生活をしていたものと考えられる。

この年に先だつ宝龜十年八月二十三日の勅には、私度僧取締りのことがみえ、翌々天応元年には、桓武天皇が即位し、光仁朝の仏教政策を受けついで厳しい僧尼規制のことがみえる。延暦三年には、長岡遷都が断行され民心は動揺、加えて種継の暗殺事件が起つた。景戒の出家は、この前後のころと考えられ、その発心は、これら一連の情勢に動かされているように思われる。夢に諸経要集の書写をすすめられたのは、すでにその身が僧であり諸経要集のことをよく知り、あるいはすでに繙いたこともあつたからではなからうか。

諸経要集は、天平から宝龜にかけてしばしば書写されている模様で、正倉院文書によってその一半を知り得る。延暦六年に至って、景戒に書写の機運がめぐってきたことは事実として考えられ、景戒はすでにそれなりの環境を持ちあわせていたのであつて、同時にそれがまた伝灯住位を授かる基盤ともなつたのであろう。沙弥鏡日を夢みたのは、すでに面識あつたことであらう。あるいは、鏡日は薬師寺の僧で、そのころは名草郡に止住していたのではなからうか。常日頃尊敬して止まなかつた大先輩の鏡日を、迷い苦しみの中から夢に見たのではなからうか。とにかく、延暦六年および七年の夢の教えを契期として、名草在住の鏡日のもとで、あるいは、薬師寺内で諸経要集の書写に打ちこんだのではなからうか。延暦六年以後、延暦十四年までの丸七年間、景戒自伝には身辺の記載一切なく、所収説話も、下巻34の延暦六年十一月二十七日から下巻35の延暦十五年ととび全くの空白であることも、その間を、諸経要集の書

写ならびに、諸経要集貸借の折に得たのではないかと思われる鏡日の布教ノート(8)書写等の時期とみたい。

延暦六年を、下巻序の記事によって靈異記編述了とみ、あとを後補して弘仁年間完成をみたとする説もあり、延暦十四年を全巻編述了とみ、伝灯住位の授位を靈異記編述の功績とみる説もあるが、景戒の経歴からいってもともに従い難い。私度僧の文学とも呼ばれ、私度僧擁護のみられる靈異記の編述完了の功績に対して、僧位第四階準五位相当が与えられたと考えることは至当ではなく、まして、私度取り締まり、僧尼特に南部僧尼に対する取り締まりに厳しかった桓武仏教政策下では考えにくいことである。その授位は、むしろ諸経要集の書写と関連が深いと考えた方がよからう。あるいは、平安遷都による民心鎮撫策の一環として、浄行の僧としての拔擢であったのではなからうか。

授位後二年、景戒の屋敷には狐が鳴き蟻がしきりに鳴いた。屋敷内にある堂内の仏座には狐が糞まりけがすというような事件があった。景戒の男が死んでいる。翌十九年には、あい継いで景戒の飼馬が死んだともあるが、この辺には彼の経済基盤が窺い知られる。このころの僧尼取り締まりは厳しさを増し、僧尼の産業をこととするのを禁じ、平城旧都の僧尼検察、子を息せる僧の還俗などが実行に移されている。沙門の本寺を去り、山林に隠れ住み邪法を行なうを許さず巡検したともみえ、また、子を息せる薬師寺の僧景国が還俗させられたともみえている。景戒の苦悶がしのばれる。

日本後紀の延暦年間にあたる間はほとんど欠巻で、類聚国史や類聚三代格等によってその一部始終を知るのみであるが、それら一部の史料によってすら、伝灯住位が靈異記の完成による功績をたたえ

られた結果とは考えられないことは明らかである。平安遷都によりすつかり置き去られた旧都、そこに奉仕する景戒が、伝灯住位を得てからあらためてその立場を自覚し、旧都における僧尼の乱れとその取り締まりに処遇、自らの不測の不幸とも対面しながら発心し、かねて書写しておいた鏡日の布教ノート等を種として、靈異記の説話を本格的に採集しはじめたのではなからうか。したがって、靈異記の編述了は景戒自伝の下巻38の最後延暦十九年景戒馬死、下巻39の大徳親王(桓武第十一子、時年六歳)死の延暦二十二年などよりもかなり下り、弘仁年間、あるいはもう少し下る期間を考えることが適わしい。下巻39には、弘仁の年号を書き記していることから、通説のように弘仁十三・四年、嵯峨天皇を云々していることから淳和天皇の天長年間に下げることとも不可能ではない。円仁の請来目録によると、冥報記の渡来はそれより下る仁明朝の承和五年であることから、それよりもさらに下げる考えも起りうるが、冥報記は、このときをもって初伝と考える必要はない。ただ、下巻39に、善珠禪師の没年を靈異記では延暦十七年とし、善珠が大徳親王に転生したのを翌十八年のこととしているのに対し、正史においては、十六年四月二十一日七十五歳で没、大徳親王没も二十二年十月二十五日時年六歳とあり合わない。このことは、靈異記の編述了を、大徳親王の没時よりさらに十数年を経た後と考え、そのための誤伝とみるべきであろう。靈異記の編述は、伝灯住位授位後にはじめられ、鏡日の布教ノートを含め一部の説話を除いては、授位後に採録しかつ編述されたものと考えられる。

四

紀伊国に関する説話は、下巻38を除いて全十八話、そのほとんどは下巻に集中している。これを郡別に分けると、名草郡が最も多く六話（上巻5、中巻32、下巻16・28・30・34）、以下海草郡四（中巻1、下巻25・29・32）、安諦郡四（上巻34、下巻10・25・29）、牟婁郡三（下巻1・2・10）、日高郡二（下巻25・33）、那賀郡一（下巻17）、伊刀郡一（中巻11）、ほかに「紀伊の海辺」とのみある下巻6の一となる（四話が二郡にわたっている）。名草郡に比較的説話の多いのは、鏡日の止住した地であり、紀伊文化の中心地であり、大和から紀伊への重要拠点であったから当然のこと、景戒もここに止住して諸経要集の書写に専念したとすればまた当然であろう。

植松茂氏は、紀伊国の説話については、寺院関係のものと寺院と関係ないものとの二つに分け、寺院関係のものについてはほぼ関係の寺院に伝えられたものとされた。すなわち、中巻11については、京の薬師寺の方から伝えられたかとも考えられるとし、総じて、

この名草郡に関するものは全部で六話もあり、著者とこの土地が縁が深かったであろうということはすでにいわれていることである。そして下17・下28・下30・下33・下34は年代的にも靈異記撰述の年代と近いので、これらは景戒が直接に見聞したことではないかと思われる。また、ここに表れた寺院はいずれも大きなものとは思われず、私寺的なものと考えてよいであろう。従って、特に寺伝というほどの話ではなく、その土地の人に語り伝えられたものもあつたらうと考えられる。

とされた。

また、寺院と関係ないものについても、中巻1については、「奥島の近くの住民を想定することが最も当然ではあるまいか。しかし、

この話の前半の部分は別に奈良方面、あるいは私度僧などを考えるべきかも知れない」とし、下巻1・2については、ともに興福寺の永興禅師に関する話であるから、その方面に伝えられたものかとも思われるが、むしろ紀伊国における伝承と考えた方がよいように思われる、年代的関係から景戒が薬師寺に入る前、郷里にいるところに伝え聞いた話ではあるまいか、とされた。下巻10については、「景戒との距離の近い説話と見てよかろう。」とし、下巻16については、「加賀国の話であるが、名草郡能応村出身の寂林法師が経験した話となっており、景戒はこの寂林から直接聞いたという可能性の多いものであろう。」、下巻25については、口から語られたものとされた。さらに、下巻29については、いかにもこの土地における伝承らしいとし、

なお、以下のほか、上の大部屋栖野古の連の公のことを記したものは、その子孫である紀伊国名草郡宇治の相伴連の家に伝えられた「本記」というものによって記したものである。

以上のように見てくると、景戒と紀伊との深い関係は否定し難いようであり、そこから得られた説話には必ずしも僧侶、寺院を経由しないものもあつたのではないかと思われる。

とされた。鹿苑氏は、名草郡の説話は、上巻5の相伴屋栖野古連が名草郡宇治の相伴連等の先祖であることと、続紀所見の少領相伴津連子人・片岡里人大伴部押人らの領していた地の話であることから、大伴氏の関係した説話であるとされた。安諦郡四話、日高郡二話については、大伴氏と隣接の同族である紀氏が説話に所出するから、那賀郡・伊都郡の各話も同じような理由から、ともに大伴氏との関係深い説話と考え、紀伊国の説話のほとんど全てを大伴氏の

伝承としてしている。それらのいくつかに関わって私なりに考えてみよう。

紀伊国名草郡の説話のうち、下巻16は、名草郡能応の里の寂林法師（未詳）が、法を修し道を求めて越前国加賀郡畝田村に至り、年を経て止住していた宝亀元年十二月二十三日の夢のくだりから語りおこす。

大和の国鴨嶋の聖徳王の宮の前の路より、東を指して行く。その路鏡の如く、広さ一町ばかり、直きこと墨繩の如く、辺に木草立てり。林、佇みて看れば、草の中に大快しく肥えたる女あり。裸衣にして踞り、両つの乳脹れ大きにして、竈戸の如く、乳より膿流る。長跪きて手もちて膿を押し、病める乳に臨みて言はく「痛き乳かな」といひて、呻吟び苦痛む。林、問ふ「汝は何ぞの女ぞ」といふ。答ふ「我は越前の国加賀の郡大野の郷畝田の村なる横江の臣成人が母なり。我、齡丁なりし時、濫しく嫁ぎ、邪淫にして、幼稚き子を棄て、壮夫と俱に寝ぬ。多の日を逕て、子乳に飢う。ただ子の中に、成人甚飢う。先に幼き子を乳に飢ゑしめし罪に由りての故に、今乳の脹るる病の報を受く」と。問ふ「何にしてかの罪を脱れむ」といふ。答ふ「成人知らば、我が罪脱れむ」といふ。夢より醒めて不思議に思い、寂林は成人の里をたずねる。成人とその姉とにあい、夢のことが事実であったことを知る。姉と弟は母を怨む心を持たず、母のために仏を造り経を写して母の罪を償う。法事終つて、再び寂林の夢枕に立った成人の母は、罪を免れ得たことを告げた。

この話は、登場人物の一人である寂林法師が、自分の夢と経験に基づいて話を構成し、語り伝えたものであろう。寂林の出自は紀伊

とあるが寂林の夢に大和国斑鳩が出てきていることから考えて、大和との関係浅からぬ僧であることが考えられる。おそらくは、紀伊国から大和の官寺（薬師寺であるかも知れない）に入寺し、のち、越前の国にはるばる修行に出たのであろう。景戒がこの寂林法師から直接説話を伝受したものであるかどうかについては、疑わしいといえよう。薬師寺もしくは大和のいずれかの寺に持ち運ばれたものを、他の僧が語り伝え、もしくは布教ノートに採録して持っていたものを、景戒が入手したものであろう。他の僧もしくは布教ノートの所持者には、鏡日が考えられる。とにかく、寂林法師を、布教のために説話を持ち運ぶ修行僧の一人と考えてさしつかえなからう。

靈異記には、官寺を離れて地方を巡り一字に止住して周囲の奇事奇譚を見聞・体得して伝承した僧の存在が考えられる。たとえば、上巻7の禅師弘濟、下巻1・2に見られる興福寺の永興禪師、下巻17の元興寺の沙門豊慶、下巻24の山階寺（興福寺）の満預大法師などがそれである。これらの僧と同じように、寂林法師も地方を巡り一字に止住して奇事奇譚を見聞体験して伝承したと考えるとよからう。

同じ越前国の話下巻もこの寂林法師によって、都に運ばれた可能性が強い。神護景雲三年春三月二十七日（下巻16の前年にあたる）、同じ加賀郡部内での話である。すなわち、京戸小野朝臣庭麻呂（未詳）は、優婆塞となり、常に千手の咒を誦持するを業とし加賀郡の部内の山を展転り修行していたが、御馬河の里（今の金沢市三馬町）で、浮浪人を探し出しては雑徭に追い使い調庸を徴り乞うという浮浪人の長に遭い、縛り打たれ駈い徭われたが、千手陀羅尼経の力によつて俗難を逃れ、迫害者を悪死せしめる、という話である。

この話の最後に、「諸人見て、懼れざる無かりき。」とあるが、恐

らく同じ郡内を巡遊布教していた下巻16の寂林法師も所見し、もしくは所見した人から直接話を聞いて、一話にまとめあげ傳承したものであろう。

さらに、越前国二話（下巻14・16）にはさまれて編述され、説話の年時を記さない下巻15もまた、寂林の布教ノートに書きとめられていたものではなからうか。下巻15は、奈良京犬養宿禰真老が乞食の僧を迫害したことによる悲愴な死を語る話である。下巻14に続けて16の前におかれたのは、ただ類話であるという理由だけではなく、景戒が三話を同一資料に拠ったためではなからうか。下巻16の寂林の夢の中に斑鳩の里が出てきたし、下巻14には京に戸籍を持つ修行者が登場している。京と縁りの深い傳承者を考えることができ。植松氏は、下巻16の傳承者を寂林法師とし、下巻14は奈良京に關係深い僧侶から伝えられた説話であるとして、中巻19・下巻4・15などと一緒において優婆塞京戸小野朝臣庭麻呂とされた。しかし、説話を京に運んだ者が別々であったと考えるのはいいとして、直接景戒に伝えられたのは寂林からでも庭麻呂からでもなく、両話とともに採録傳承した僧もしくは僧の布教ノートからであったと考える。

鹿苑氏は、「大伴家持が官田として一百余町を領していたことが『意見封事』によって知られるばかりでなく、その前、宝龜七年にも大伴伯耆が越前守となって領している」ことなどから關係深いことがわかるとし、大伴氏の傳承であるとされている(9)。しかし、それらは、説話の傳承に大伴氏が介在したと考える裏付けとは到底なり得ない。そればかりでなく、大伴氏は土地を領治し国を統治する立場にあり、説話の眼目は、その支配者の手先である浮浪人の長

によって、修行中の優婆塞が不当な迫害を受ける話である。どうして、そこに大伴氏が好んで説話をとりあげ傳承する理由が存しよ。当然、被害者の側の圧制者の側に対する抵抗の説話である。僧以外の傳承者は考えられない。寂林法師が越前において、あるいは、庭麻呂との交流において14・15の二話を伝え承け、さらに16を加えて伝え、景戒は間接に三話を入手したものでなからうか。

黒沢氏は、靈異記における類話の検討をされ、中巻8・12、上巻12・27、上巻10・15などのそれぞれのグループの説話の、一方が大和、他方が地方（山城・備後・伊賀）の説話であることに着目されて、これは、大和在住の仏教關係者によって構想がねられ、説話をつくった同一者によって地方に伝播されたものであると考えられた。とすると、下巻14・15にもその關係を考え、二話の伝播と傳承の様相を想定できる。その傳承者の一人に寂林法師を考え、庭麻呂を考え、さらに、説話には名前をあらわさない僧を考えることができる。ただ、氏は、それら仏教關係者について、「一处在住をモットーとする官寺の僧ではなく、広く民衆教化のため各地を遊行した私度僧集団であったとみてよいだろう。」(P28)とされた。従来、靈異記を私度僧の文学と考える見方が存した。事実、靈異記には、遊行の僧の存在が指摘でき、それらの僧によって説話が伝播傳承されたであろうことも確かだ、私度僧擁護のみられるのも確かである。しかし、反面、従来等閑視されていた、景戒が薬師寺の僧であり伝灯住位を得た官度僧であったということを見逃してはならないと思う(10)。そして、説話の伝播傳承に官度僧の活躍も無視し得ないのではなからうか。山林練行の百濟禪師多羅常（上巻26）、禪師広達（中巻26）、あるいは法会の講師に招かれて播磨・紀伊・肥後へと足

を運ばせた元興寺の慈応（上巻11）、薬師寺の題恵（中巻11）、大安寺の戒明（下巻19）などは、それらの僧のごく一部のあらわれではなからうか。官寺を離れて地方に止住する官寺の僧の多く、たとえば興福寺の永興禪師（下巻1・2）、元興寺の豊慶（下巻17）、大安寺の恵勝（下巻24）なども、直接民衆と接触し、それぞれの場、あるいは道中において、直接間接の見聞体得に基いて説話を採録、伝承しているものと思われる。

史料によれば、宝龜十年八月二十六日国分寺僧尼在京のもの多くあり、即座に帰国すべき命令が出されているが、このことは、それらの僧尼によって説話が都から地方へ、あるいは地方から都へと運ばれたことも考えられる。国分寺僧の登庸は、たとえば正倉院文書優婆塞貢進状などによれば、各国の浄行の者をそれぞれ貢進によっている。また、政治要略の延暦二年四月二十八日の条によれば、国分寺僧の補闕に京内の官寺から登庸していることが知られる。地方と都とを結ぶ線上に国分寺僧の動きがあり、彼らもまた説話の伝播に一枚加わることもあったのではなからうか。武蔵国の三話、信濃国の二話も、また、諸国の説話の多くが国分寺の所在地に近いところの説話を伝えるのも多少考慮に入れてよからう。紀伊国の説話についても、ほぼ同じことがいえる。下巻17・28は、ともに仏像が音を出す話で、ともに紀伊国分寺周辺の話である。

下巻17は那賀郡弥氣里、28は名草郡貴志里で、郡は異なるがともに貴志川が紀の川に注ぐあたりの話である。伝播・伝承ともに同一人が考えられる。下巻17が、元興寺沙門豊慶を説話後半部に登場させていることから紀伊のこの地で伝播・伝承されていた話を、元興寺関係の僧によって豊慶を説話上の一人として加え、伝承したもので

あろう。その伝承者は、やはり、中巻22・23、あるいは中巻17などの盗人にあつた仏像の霊表奇譚を併せて伝承していたのではなからうか。それらは、やがて在京時の鏡日の採録するところとなつたのではなからうか。いたずらに、私度僧集団の伝承とのみ限ることは、また、大伴氏による伝承と考えることは、かえって真相に遠ざかるものといえよう。また、寂林法師を私度僧と考えるよりも、弘濟・永興・豊慶・満預らと同じように官大寺の僧と考えたい。鏡日についても、景戒についても同様に考えたい。

五

最後に、寂林法師の伝承に関わる下巻33の説話について考えてみたい。

紀の直吉足は、紀伊国日高郡別里の椅の家長の公なり。天骨悪性にして、因果を信けず、延暦四年乙丑の夏五月、国の司、部内を巡行して、正税を給ふ。その郡の下に至り、正税を百姓に班つ。一の自度あり、字を伊勢の沙弥と曰ふ。薬師經の十二薬叉の神名を誦持し、里を歴て食を乞ふ。正税を給ふ人に就きて稲を乞ひ、かの凶人の門に臻りて乞ふ。かの乞ふ者を見て、乞ふ物を施さず、その荷へる稲を散らし、また袈裟を剝りて拍ち逼む。沙弥その別寺の僧房に逃げ隠る。凶人逐ひ捕へて、更に己が門に将て、大石を挙げ持ち、沙弥の頭に当てて迫めて曰はく「その十二薬叉の神名を讀みて、我を咒縛せよ」といふ。沙弥なほ辞む。凶人なほ強ふ。強ひて逼むるに勝へず、一遍讀みて逃ぐ。然して後、久しからずして、地に覺れて死にき。更に疑ふべからず、護法の罰を加ふることを。自度の師たりといへども、なほ忍ぶ心もちてみ

よ。身を隠せる聖人、凡中に交るが故なり。(下略)

日高郡は、寂林法師の郷里名草郡能応の里からは隔ること五十キロに近く、ほぼ大和への行程に近い。この話は、説話を一通り語り終えたあとに長々と景戒の経文引用の文章が連らなっている。そこには、強い私度迫害の不当を説いている。景戒を私度僧出身と考える材料にもなっているとあるが、ここにはむしろ、景戒の官度僧としての自負が見られるような気がする。この話は、①僧迫害の話である、②迫害者が悪死を受ける、③加害者が官に仕える役人である、④加害者の死が咒縛である、⑤伝承者に僧が考えられる、などから越前国の下巻14と同類の説話であるということが出来る。したがって、これは寂林法師の直接の採録にかかる説話であるとは考えにくい。しかし、寂林法師に近い一団の僧のだけかによってこの系統の話が紀伊の地に伝播され、かつ、京に伝承されて、おそらくは鏡日の手を経て、景戒の蒐録するところになったのではなからうか。

僧迫害の説話は、二話のほかに靈異記中には上巻15・29、中巻1・7・11・35、下巻15の七例を数えることができる。その多くは私度僧迫害で、迫害者は、「天骨邪見」「天骨悪性」などと叙述され、悪の報いを受けている。それらのうち、中巻11は、薬師寺の題惠禪師が紀伊の伊刀郡桑原の狭屋寺に請われて十一面観音の悔過に奉仕した、その折りでの話であり、中巻35は、奈良にあった下毛野寺の沙門諦鏡が山背の綴喜郡の路傍で宇遲王に迫害を受ける話である。また、上巻15は「故京時」とあることから、飛鳥もしくは藤原京周辺での話と考えられ、しかも咒縛を解こうと二人の子が法師を勧請するという手法は、中巻35の宇遲王の従者が法師を勧請しようとして

とめる話柄と一にする。これらは、京を原点として伝播伝承した説話であり、それらの説話が再録されたのも僧の介在が考えられ、それらの僧の伝承する説話を鏡日は在京中、および紀伊在住中に伝承してノートしておいたのではなからうか。寂林法師によって伝承された説話が、同寺もしくは紀伊出自という縁りから鏡日に写され、鏡日から景戒に伝承されたであろう。鏡日のノートには、なお相当数の説話が所載されていたであろうし、景戒はまた、授位後、靈異記編述を意図して、説話を編年体編むことを決め、より遡る時代の説話の補強にも努めたであろう。下巻35以降の説話は、景戒自身の採録かとも考えられる。紀伊国の説話はなく、筑紫・伊予および大和を舞台とする説話であることから考えても、鏡日の伝承説話とは無関係であろう。

以上、多岐にわたり索強付会、論理性をも欠いたが、日ごろ気にかかり未解決にしておいた諸点にわたり述べてみた。はじめ意図したことどもについて、どれほどに及び得たか憂うるばかりであるが、とりあえず筆を擱く。諸般、失礼に及びし段はお詫びしたい。本稿は、上代文学会例会(九月十一日)に口頭発表した原稿をもとにしたが全面的に改稿した。

注1 「日本靈異記の成立過程」(竜谷史壇 42号 昭32・7)

2 「日本靈異記と景戒」(茨城キリスト教短期大学研究紀要 6号 昭41・3)

3 「靈異記説話の成立をめぐる諸問題——類話の発生と伝承・伝播についての研究——」(金沢大学教育学部紀要18号 昭44・12)

- 4 「靈異記小考——大伴氏の説話伝承をめぐる問題——」（鶴見女子大学紀要8号 昭45・12）
- 5 「靈異記における類話の考察」（同志社国文学 5・6合併号 昭46・3）
- 6 「日本靈異記における伝承者の問題」（国語と国文学 33巻7号 昭31・7、増選書『古代説話文学』所収）
- 7 前掲書P6〜7
- 8 下巻38で、鏡日を夢みた折、景戒は鏡日から諸経要集とともに書写に必要な紙を受けとっているが、その時の本垢（反故）に、靈異記の資料となる説話が書かれていたのではないかという憶測がされる。景戒の夢判じに、「授ニ本垢一者、過去時本有ニ善種子之菩提、所レ覆久不レ現レ形、由レ修ニ善法ニ後応レ得故也。」とあるのは、その暗示たり得ないのであろうが。
- 9 前掲書P29。
- 10 私度僧擁護の思想も景戒自伝の困窮の訴えも、あるいは、序文にみられる卑下も、卑屈な者の弁ではなく、むしろ、比較的高踏的な見地にあるといえよう。下巻33にみられる私度僧に対する見解も、明らかに同様である。